

【その他一般】

No	Q	A	備考
1	特定保健指導に関するサイトを運営しておりますが、そのサイトから「特定健康診査・特定保健指導に関する研修情報データベース」にリンクさせていただけないでしょうか？	掲載については問題ないと考えておりますが、掲載箇所やリンク先について確認が必要ですので、その点についてのご回答をお願いします。	H21.3登録
2	研修の情報が少ないのですが、情報は集まっているのでしょうか。他の都道府県の研修情報について知りたいので、都道府県毎の研修についてまとめたものはありますか。	公開している情報が、こちらに集まっている情報の全てになります。また、未登録の研修実施機関は、データベースの活用が望まれます。	H21.3登録
3	これから食生活改善指導担当者研修会を実施しようと考えています。研修教材の作成にあたって、平成20年3月10日付「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」に記載されている研修教材について、アクセス方法を教えて下さい。	食生活改善指導担当者研修及び運動指導担当者研修の教材については、厚生労働省のホームページに掲載されており、当データベースにリンクがあります。 ○「特定保健指導の実践的指導実施者研修教材について」 URL： http://www.mhlw.go.jp/bunva/shakaihosho/irvouseido01/info03k.html なお、配布等する場合には、出典を明示して下さい。	H21.3登録
4	研修時に使用した保健指導に関するテキストについて、ホームページからダウンロードすることもできますが、可能であれば印刷物の形でテキストを1セット購入したいのですが、それは可能でしょうか。	特定保健指導関係の冊子等販売はしておりません。入手の際には、ページ数も多く面倒をおかけしておりますが、HPよりダウンロードしていただいております。	H21.3登録
5	研修情報があれば教えてください。	研修情報につきましては、登録の依頼が届き次第、随時データベースに掲載して参ります。時々データベースをご覧頂くか、もしくは都道府県にて情報を把握している場合もございますので、必要時お問い合わせ下さい。	H21.3登録
6	食生活改善指導担当者研修を開催予定です。厚生労働省の研修内容に対応した、何か適切な教材があれば、お教え願います。	研修の教材については、『特定健康診査及び特定保健指導の実施について』（平成20年3月10日 健発第0310007号、保発第0310001号）第三の2の(3)の②において、「研修で用いる教材は、厚生労働科学研究特別研究において作成された研修教材の内容を最低限含むものとする」とされています。この教材については、厚生労働省のホームページに掲載されています。なお、当データベースのリンクからもご覧いただけます。	H21.3登録
7	研修の講師を、看護系の大学教授に依頼したいが良いか。	研修の講師については、『特定健康診査及び特定保健指導の実施について』（平成20年3月10日 健発第0310007号、保発第0310001号）第三の2の(3)の③において、「研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること」とされています。そのため、看護系の大学教授であっても、医師・保健師・管理栄養士のいずれかの資格がいければ、講師となることはできません。なお、「又はこれと同等以上の知識経験を有する者」とは、食生活改善指導担当者研修では、4. 健康教育(4) 口腔保健の範囲で歯科医師、5. 運動の基礎化学の範囲で健康運動指導士が講師として該当します。また、運動指導担当者研修においては、健康運動指導士が講師として該当します。	H21.3登録
8	特定健康診査・特定保健指導に関する研修を企画・実施する際には、中央研修を受けた者がなければならないのでしょうか。それとも様々な機関で行われている研修会を受けていれば良いのでしょうか。	特定健康診査・特定保健指導の研修について厚生労働省より示されているものは、①実践者育成研修(一定の研修)と②食生活改善指導担当者研修及び運動指導担当者研修があります。 ①実践者育成研修(一定の研修)は、特定保健指導実施者の保健指導技術等の質の担保のための研修です。研修の企画・実施者については、国等の中央レベルで開催されるリーダー研修を修了することが必須要件となっています(「健診・保健指導の研修ガイドラインV」の3の④)。 ②食生活改善指導担当者研修及び運動指導担当者研修は、看護師・栄養士等の方が特定保健指導実施者になるために必須要件となる研修です(食生活改善指導担当者研修を修了された方は、特定保健指導において食生活に関する指導を実施することができ、運動指導担当者研修を修了された方は、運動に関する指導を行うことが可能となります)。研修の企画・実施者については、リーダー研修等の修了は必要ありません。	H21.3登録
9	web又は通信による研修で可能ですか。	インターネット等を用いた遠隔講義の実施も差し支えありません。 ただし、対面講義と同様の質の保証(質疑対応、意見交換等)ができるよう、ご注意ください。	R3.4登録